



島根県報

令和3年11月16日（火）

第 261 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	3
島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	3
児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	3
配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則	（ " ）	4
島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則	（子ども・子育て支援課）	4
島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	4

【告 示】

令和3年度島根県准看護師試験の実施	（医療政策課）	5
指定施業要件の変更予定保安林	（森林整備課）	8

【訓 令】

島根県職務育成品種規程の一部改正	（農畜産課）	9
------------------	--------	---

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第138号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第9号・様式第14号・様式第16号・様式第16号の2・様式第16号の4・様式第17号・様式第17号の2・様式第18号—様式第18号の5・様式第20号の4—様式第22号・様式第24号—様式第41号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第139号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第5号・様式第7号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則（規則第140号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第2号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則（規則第141号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第5号—様式第8号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則（規則第142号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号—様式第5号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の一部を改正する規則（規則第143号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第6号・様式第8号・様式第9号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第138号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第9号、様式第14号、様式第16号、様式第16号の2、様式第16号の4、様式第17号、様式第17号の2、様式第18号から様式第18号の5まで、様式第20号の4及び様式第20号の5中「㊟」を削る。

様式第21号、様式第22号及び様式第24号から様式第26号までの様式中「㊟」を削る。

様式第27号から様式第41号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第139号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表面）中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式（記入上の注意）1中「、押印」を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式（記入上の注意）中「、押印」を削る。

様式第5号（表面）及び様式第7号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第140号

児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則

児童等の身元保証に関する規則（昭和51年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の児童等の身元保証に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第141号

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則（平成20年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号から様式第8号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第142号

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

島根県認定こども園の認定に関する規則（平成18年島根県規則第94号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県認定こども園の認定に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月16日

島根県規則第143号

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の一部を改正する規則

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則（平成26年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「**㊦**」を削る。

様式第2号中「**㊦**」を削る。

様式第3号中「**㊦**」を削る。

様式第4号中「**㊦**」を削る。

様式第5号中「**㊦**」及び「**㊦**」を削る。

様式第6号中「**㊦**」を削る。

様式第8号及び様式第9号中「**㊦**」及び「**㊦**」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告**示****島根県告示第675号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和3年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 試験日時

令和4年2月15日（火） 午後1時30分から午後4時まで

- 2 試験場所

- (1) 松江会場

松江市殿町369 サンラポーむらくも

- (2) 浜田会場

浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎

- 3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

- 4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

- 5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和4年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）

- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和4年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和4年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和4年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（令和4年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの（令和4年3月31日までに厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認める見込みの者を含む。）
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で知事が適当と認めたもの（令和4年3月31日までに知事が適当と認める見込みの者を含む。）

6 受験願書等の配布

(1) 配布開始日

令和3年11月16日（火）

(2) 配布場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

- (3) 受験願書等の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

- (4) 受験願書等の配布は、試験会場の収容人員に達した時点で終了とする。

なお、配布に当たっては、島根県内の准看護師養成所を卒業した者（令和4年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）及び島根県内に在住する者を優先する。他県からの受験希望者は、14の(3)を確認すること。

7 提出書類

(1) 受験願書

- (2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄に貼り付けたもの。裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、学校、養成所又は大学において受験用写真を貼った受験票に、当該学校、養成所又は大学の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

(3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。令和4年3月31日（木）午後5時（必着）までに提出がない場合は、当該受験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(6)に該当する者は、それを証する書面

ただし、令和4年3月31日までに厚生労働大臣が5の(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認める見込みの者は、看護師国家試験受験資格認定に係る申請審査中証明書の写し。

上記により看護師国家試験受験資格認定に係る申請審査中証明書の写しを提出した者は、令和4年3月31日（木）午後5時までに看護師国家試験受験資格認定書の写しを提出すること。この期限までに提出がない場合、当該受験を無効とする。

ウ 5の(7)に該当する者は、それを証する書面

ただし、令和4年3月31日までに、厚生労働大臣の定める基準に従い知事が適当と認める見込みの者は、島根県

准看護師試験受験資格認定に係る申請審査中証明書の写し。

上記により島根県准看護師試験受験資格認定に係る申請審査中証明書の写しを提出した者は、令和4年3月31日（木）午後5時までに島根県准看護師試験受験資格認定書を提出すること。この期限までに提出がない場合、当該受験を無効とする。

8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、郵便為替（ゆうちょ銀行が発行する定額小為替又は普通為替）で納付すること。ただし、納付された受験手数料は、返還しない。）

9 願書の提出期間等

(1) 提出期間

令和3年12月17日（金）から同月23日（木）まで

(2) 受付場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

(3) 受付方法等

受付場所への持参又は書留郵便による送付とする（持参により提出する場合は、提出期間中の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。書留郵便により提出する場合は、令和3年12月23日（木）午後5時必着とする。）。

10 受験票の交付

受験を認めた者には、令和4年1月13日（木）までに受験票を交付する。受験票は、各県内准看護師養成施設一括申込み分については施設長宛て一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

令和4年1月20日（木）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

11 合格発表

令和4年3月15日（火）午前9時30分から島根県健康福祉部医療政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも掲載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

12 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

13 試験成績の開示

試験の成績を、次のとおり開示する。

(1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

(2) 開示対象者

全受験者

(3) 開示請求できる者

受験者本人

(4) 開示期間

令和4年3月15日（火）から同年4月15日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）まで（受付時間は、午前9時から午後5時まで。）とする。

(5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

(6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は、行わない。

(7) 開示場所

島根県健康福祉部医療政策課

14 その他

- (1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障がい有する者で受験を希望するものは、令和3年12月23日（木）までに島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。
- (2) 各試験会場の収容人員には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。
- (3) 他県からの受験希望者については、試験会場の収容人員の関係から一定数（10名まで）に限り、先着順に受験者を受け入れることとする。受付開始は、令和3年11月16日（火）午前10時からとし、一定数に達した時点で終了とする。他県からの受験希望者は、専用回線（電話0852-22-5797）へ受け入れの可否を確認の上、請求すること。
- (4) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

島根県告示第676号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

那久1616・1618（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1617

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

訓**令**

島根県訓令第15号

本 庁
地方機関

島根県職務育成品種規程（昭和58年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号中「㊟」及び「㊦」を削り、同様式の備考7中「署名押印」を「記名」に改める。

様式第2号から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

様式第5号中「㊦」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年11月16日から施行する。